

## 平成 29 年 12 月 5 日付けの公益通報

- ・ 交通局職員が、自己所有の家屋であるにもかかわらず、親族を貸主とした賃貸借契約書を作成し、借家・借間の住居手当を受給している。同種の事例はほかの部局にもあるとも聞いている。
- ・ 住居手当の対象とならない駐車場代などを家賃に含めるなど不適切な申請を行っている職員もいる。

## これまで講じた再発防止

	実施内容	実施時期
住居手当	・ 親子や兄弟などの親族同士の賃貸借契約について住居手当の支給対象外とする規則改正を実施	H30. 10 から支給対象外
	・ 採用や転居といった手当申請時に添付する契約書や領収書は、その原本確認を実施	H30. 6 から実施
	[届出書の様式を改正] ・ ケースごとの受給要件や添付書類を分かり易く例示 ・ 記入方法について曖昧さの余地がないよう改善	H30. 6 から実施
毎 年 の 定 期 点 検	[各手当共通] ・ 点検意識を向上させるため、パソコン画面による自己点検をやめ、紙ベースの「自署」による方法へ変更 [住居手当] ・ 登記簿や領収書といった確認書類の提出を義務付け [通勤手当] ・ 定期券コピーやSAPICA乗車履歴といった確認書類の提出を義務付け [単身赴任手当] ・ 配偶者の住民票の提出を義務付け	毎年実施
職 員 周 知	・ 職員周知「勤労課からのお知らせ」を発出 職員の生活状況の変化に応じるよう、春（子の就職など）と秋（転居など）の年2回を予定	秋：H30. 11 実施 春：H31. 5 予定
	・ 給与明細書の注意書きを改善 ・ 新採用向け説明会での説明内容を改善	H31. 1 実施（毎月） H31. 1 実施（毎年）